

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）に基づき下記のとおり公告します。

2025 年 8 月 6 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3（ケニア、カメルーン、ルワンダ、マラウイ）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第 1 章 9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3（ケニア、カメルーン、ルワンダ、マラウイ）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00143

【内容構成】

第 1 章 入札の手続き

第 2 章 特記仕様書

第 3 章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 8 月 6 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第 1 章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3（ケニア、カメルーン、ルワンダ、マラウイ）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 10 月 ～ 2027 年 1 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 30% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 10% を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年8月12日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年8月18日 12時まで
3	質問への回答	2025年8月21日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年8月29日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年9月11日 11時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については 本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に 関する防止策を講じた上で参画可能な回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者 条項にかかる申告書」を、上記2.(3)4 の期日までに、技術提案書に添付して提出してください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/fJd4H4FFDb>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。

この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第 2 章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二

位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません⁴。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、下記の【表 1】を参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、8 月 22 日（金）12 時までに、評価部宛（jicaev@jica.go.jp）に情報を提出ください。技術提案書提出期限前日まで

⁴ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

に、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAから技術提案書評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

【表 1】

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご注意ください。

関連番号 (※1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(※2)	利益相反の防止策 (※3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(※1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(※2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社

評価者①

(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)

評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

技術提案書を提出する際には、本申告書を必ず添付し提出してください。

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、 構成員が 1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関 する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意し
ます。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日 _____

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係る技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 技術提案書作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準、脚注5
2	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3（5）ローカルリソースの活用、脚注15

【2】 特記仕様書

（契約交渉相手方の技術提案書内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2025 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR再計算	その他 (※2～7)
1	ケニア	技術協力	無収水管理プロジェクト／ 無収水削減能力向上プロジェクト（一体評価）【複数 案件の一体評価】	—	—	—	—
2	カメルーン	技術協力	熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト／コメ振興プロジェクト（一体評価）【複数案件の 一体評価】	仏語	—	—	※3、6
3	ルワンダ	無償	第三次変電及び配電網整備計画	—	—	—	—
4	マラウイ	無償	カムズ国際空港ターミナル ビル拡張計画	—	—	—	—

（注）該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語

※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - （1）事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - （2）評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、

対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁵及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（4）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

⁵ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、技術提案書で提案すること。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

- ア) 外部事後評価レファレンス⁶ (2025年度版)
- イ) JICA 事業評価ガイドライン⁷ 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック⁸ (Ver. 2.0)

(イ) その他

- ☒ 環境社会配慮ガイドライン⁹
- ☒ 事業事前評価表¹⁰ (事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)
- ☒ 既存事業・調査の報告書等¹¹ (案件名またはキーワードで検索)

	案件名	報告書名	リンク
1	ケニア 無収水管 理プロジェクト/無 収水削減能力向上 プロジェクト	(無収水管管理) ・ 詳細計画策定調査 報告書 ・ 中間レビュー調査 報告書 ・ 終了時評価調査報 告書 ・ 事業完了報告書 (無収水削減) ・ 詳細計画策定調査 報告書 ・ 事業完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254450.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010152.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016189.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018115.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026053.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000048236.html
2	カメルーン 熱帯 雨林地域陸稲振興 プロジェクト/コメ 振興プロジェクト	(熱帯雨林地域) ・ 詳細計画策定調査 報告書 ・ 中間レビュー調査 報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256059.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012275.html

⁶ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁸ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁹ <https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html> にアクセスし、対象案件の事業事前評価表「3. 事業概要の環境社会配慮」内に記載されているカテゴリ分類の根拠に記載されている版を参照。

¹⁰ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> にて、案件名で検索して参照。

¹¹ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html に案件名またはキーワードで検索して参照。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

		・ 終了時評価調査報告書 ・ 事業完了報告書 (コメ振興) ・ 中間レビュー調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015606.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/12150991_29.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045158.html
3	ルワンダ 第三次変電及び配電網整備計画	・ 準備調査報告書 (和文) (添付資料 1~15) ・ 準備調査報告書 (英文) (Appendix 1~15) ・ 政策評価法に基づく事前評価書	(和文) https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307161_01.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307161_02.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307161_03.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307161_04.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307161_05.pdf (英文) https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307187_01.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307187_02.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307187_03.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307187_04.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307187_05.pdf (事前評価書) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_001024.html
4	マラウイ カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画	・ 準備調査報告書 (和文) ・ 準備調査報告書 (英文)	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022694.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022695.html

※上記は、公告時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配付資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒ 【全スキーム共通】 外部事後評価報告書・記載要領 2025

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）

【ひな型】評価報告書_技協（英）_2025

【ひな型】評価報告書_技協（和）_2025

【ひな型】評価報告書_資金協力（英）_2025

【ひな型】評価報告書_資金協力（和）_2025

【ひな型】評価方針_事前事後比較表_技協_2025

【ひな型】評価方針_事前事後比較表_無償_2025

☒ 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（2022 年版）

- （イ） 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料
以下の資料については、JICA評価部（jicaev@jica.go.jp）へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 評価対象案件にかかる資料

- JICA クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」モニタリングシート
- カメルーン国「コメ振興プロジェクト」終了時評価調査 報告書（2022 年 1 月 5 日）

- （ウ） 契約締結後に配付する資料

☒ 報告書等のひな型

☒ その他評価対象案件にかかる資料

JICA クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」モニタリングシート

（5）ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹²を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行

¹² 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費（一般業務費）での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定（25～40 営業日）
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～30 営業日）
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
 - ④ 評価報告書（英文）の確定（25～40 営業日）

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（9）のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

- ① ケニア 無収水管理プロジェクト、無収水削減能力向上プロジェクト（一体評価）

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：ケニア全国（パイロット WSP は2 案件を合わせ、全 11 箇所）

イ) 実施機関：

- ✓ MWS&I (Ministry of Water & Sanitation and Irrigation、旧 MWI (Ministry of Water and Irrigation) ¹³⁾
- ✓ WASREB (Water Service Regulatory Board)
- ✓ KEWI (Kenya Water Institute)
- ✓ WSP (Water Service Provider) ¹⁴
- ✓ WSB (Water Service Board)
- ✓ WASPA (Water Services Providers Association)

ウ) 現地渡航¹⁵及び安全配慮

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(踏査対象の郡)

ナイロビ郡 (MWS&I, WASREB, KEWI, WASPA:Water Services Providers Association)、エンブ郡 (エンブ WSP)、ナクル郡 (ナクル WSP)、メルー郡 (メルーWSP)、ニエリ郡 (タナ WSB)

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、 案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査す

¹³ MWIは2018年2月、水・衛生省 (Ministry of Water & Sanitation, 以下、MWS) に改称され、更に2019年9月に、水・衛生・灌漑省 (Ministry of Water and Sanitation & Irrigation 以下、MWS&I) に改称されて現在に至っている。

¹⁴ 実施機関ではないが、WASPA(Water Services Providers Association) も調査対象機関とする。

¹⁵ 現地調査は、12月及び2027年に予定されている選挙の時期を避けて計画すること。

る。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標

(無収水管理プロジェクト) :

(ア) KEWI において、「人材育成計画¹⁶」に基づき無収水削減のための研修が実施される。

(イ) 全 WSB において、「無収水管理基準¹⁷」に基づいた無収水対策計画が作成される。

(ウ) WASREB の年次報告書に全国の無収水に関する具体的なデータが盛り込まれる。

(無収水削減能力向上プロジェクト) :

・ 6 カ所の Urban WSP が NRW 削減年次計画の活動達成度 60%以上を 2 年間継続する¹⁸。

➤ 本事業は「水道事業体成長支援」クラスター¹⁹に属しており、同クラスターのモニタリング指標についても、「案件計画時～事後評価時」の情報収集を可能な範囲で行う。なお、これらのモニタリング指標を評価判断に加味するか否かは、評価部と協議の上決定する。²⁰

ウ) 持続性

➤ 本事業で供与した機材について、その維持管理状況や、組織・体制面、技術面、財務面等、規定の確認事項について調査する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに

¹⁶ KEWI の技術支援の下、WSBやWSPが無収水対策を進めるために必要な人材育成の手順を示したもの。

¹⁷ 水サービス委員会及び水サービス事業体に対し、全国レベルで統一的に実施すべき無収水対策を定めた基準。収集すべきデータ、資機材の規格等を含む。

¹⁸ 事前評価表では「〇カ所のパイロット WSP が、年間無収水削減計画で設定した目標を 2 年連続達成する。」と設定されていたが、プロジェクトの進捗過程で「6カ所の Urban WSP が NRW 削減年次計画の活動達成度60%以上を 2年間継続する。」に指標を変更した。

¹⁹ クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」 (https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybnn-att/business_strategy_01.pdf)

²⁰ 配布資料「水道事業体成長支援」モニタリングシートを参照。

則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- ケニア国無収水管理プロジェクトでは、「メルー上下水道信託会社業務体質の改善及び強化」、「メルー市給水計画」の教訓から、ハード・ソフト両面の投入を行うことによる無収水率削減の有効性が明記されている。本事業では、施設整備が予定されていない地域においても適切に無収水対策を実施できるよう、マニュアル類が整備されていたかを確認する。また、「カンボジア国水道事業人材育成プロジェクト」の教訓から、上層・現場両面において投入を行うことによる全体の能力強化の有効性が明記されている。本事業においては、現場レベルでの直接的な技術移転と共に上層レベルでの能力強化を図ることによる全体の体制構築を計画に含んでいるが、その実施状況や効果について確認する。「ブラジル無収水管理」の教訓から、実施機関の上層部の無収水対策の重要性への理解不足により、改善提案や予算確保がされない虞が明記されている。本事業では無収水対策の重要性に関する認識を常に持たせる工夫として、パイロット WSB・WSP が移っていく一方で、全体を見渡す WASREB、KEWI を終始関与させる構成となっていたかを確認する。
- 無収水削減能力向上プロジェクトでは、「河川流域機関実践的水資源管理能力向上プログラム」の教訓から、多くの関係機関が従事する場合の任務や役割の明確化の必要性が明記されている。本事業は、カウンターパートが多く、またカウンティーや WSB と WSP との関係も流動的であるなかで、プロジェクト開始時にカウンターパート機関や協力組織の任務や役割を書面で明確にすることで、プロジェクトを効率的に実施することができていたかを確認する。
- 「タンバクンダ、ケドゥグ、マタム州村落衛生改善プロジェクト」の教訓から、対象事業地間のアクセスが困難である場合、カウンターパートやプロジェクト関係者間で緊密にプロジェクト進捗報告を行うことによりオーナーシップの向上につながった事例が明記されている。本事業では上記プロジェクトで用いられたモニタリングやコミュニケーション手段を活用していたか、対象 WSP を含む全カウンターパートによってプロジェクトの進捗や重要な決定を共有する仕組みがつくられ、オーナーシップが引き出されていたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として、ケニア国内のパイロットサイトの住民が想定されるが、無収水削減対策整備、無収水削減能力向上という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② カメルーン 熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト、コメ振興プロジェクト (一体評価)

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 : 中央州、南部州、東部州の陸稲栽培適地、及びヌン溪谷開発公社 (Upper Nun Valley Development Authority. 以下、UNVDA) 管轄灌漑開発地区約 2500 ヘクタール (北西部州および一部西部州にまたがる地域)

イ) 実施機関 : 農業・農村開発省 (Ministry of Agriculture and Development: MINADER)、ヌン溪谷開発公社 (Upper Noun Valley Development: UNVDA)

ウ) 現地渡航²¹及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに踏査して情報収集をする。
1. 中央州 : 10 サイトのうち、ヤウンデの事業サイト MINADE、プロジェクト事務所、IRAD (Institute of Agricultural Research for Development)、中央州 IRAD 種子生産圃場
 2. 東部州 : 3 サイトのうち、バトゥーリの事業サイト MINADER 圃場、東部州農業局、
 3. 南部州 : 3 サイトのうち、南部州エボロア、ングレマコンの事業サイトエボロワ種子生産圃場、南部州農業局

²¹ 現地調査は、2025年9月～11月上旬に予定されている大統領選挙、2026年3月～4月に予定されている国民議会選挙を避けて計画すること。

- 残りの12サイトについては、実施機関からの情報収集を行う。²²

(イ) 評価6基準の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。
- ☒ 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き（2022年度版）」を参照し、DAC評価6基準に基づき評価を実施する。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：③アフリカ開発銀行プロジェクト「農村インフラ参加型開発支援プロジェクト（Glassfield II）」との連携、国際農業開発基金プロジェクト「農業バリューチェーン開発支援プロジェクト」との連携
- 本事業は「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development：CARD）」（以下、CARDという。）の枠組みにおいて実施された事業である²³。クラスター戦略「アフリカ稲作振興（CARD）」全体の枠組みにおける本事業の位置づけ、クラスターシナリオとの整合性、CARDが掲げる目標達成において本事業が果たした役割、上述の案件も含め他のパートナーとの連携有無について調査・分析を行う。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標

²² 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

²³ クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興（CARD）」はJICAのホームページ参照（参照先：20230816c1aame.pdf）

(熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト)：プロジェクト終了時、3 州のパイロット地域において計 2,800 世帯²⁴以上の農家が陸稲栽培を開始する。

(コメ振興プロジェクト)：

- 1) 対象地域のコメの生産量が XX%以上増える。(陸稲地域、UNVDA 別の指標値を設定。)
- 2) 国産米を「おいしい」と評価する消費者の数が XX%以上となる (UNVDA 灌漑水稻米はヤウンデ、ドゥアラ、バフォサム、バメンダ等の大都市、陸稲米は対象地域の農家を対象とする。それぞれ別の指標値を設定。)
- 3) UNVDA 管轄灌漑開発地区で生産されたコメの白度が XX%以上増える。
- 4) UNVDA 管轄灌漑開発地区で生産されたコメの異品種混入率²⁵が XX%以下となる。

本事業が、CARD が掲げる各目標・指標の達成に向けてどのような影響をもたらしたか、関係者へのヒアリング等を通じて確認する。

ウ) 持続性

- 持続性については、組織・体制面、技術面、財政面、運営・維持管理の状況等、既定の確認事項について調査する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用
 - 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
 - 熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクトでは、ネリカ米研究・栽培に関わる人材育成と技術の向上による普及を通じ、ネリカ米の生産量および生産

²⁴ 事前評価表に記述されている目標値は、事前評価表作成時点での想定であり、最終的な数値はベースライン調査の結果を踏まえ、プロジェクト開始後、半年を目処に決定する、と事前評価表に記載されている。本文記載の1)～4)の指標値についても同様。なお本目標値は、パイロットサイトを8郡と想定し、対象州における1郡あたりの平均農家世帯数を元に、農家の10%以上が栽培を開始する場合を試算している。

²⁵ 異品種混入とは生産されたコメに意図せず異なる品種のコメが混入することであり、異品種混入率はコメの品質を評価する基準の一つである。

性を向上することにより、ウガンダ国のコメ自給率向上に貢献することを目的とした一連の取組みである「農業計画アドバイザー」、「ネリカ適応化計画」、「ネリカ米振興計画プロジェクト」において、移動耕作を伴う熱帯雨林地域での陸稲栽培の特性の反映の有効性が明記されている。本事業では、指標設定や研修対象人数の設定、研修実施、個別の技術指導の取組みにおいて、移動耕作を伴う熱帯雨林地域での陸稲栽培の特性が考慮されていたか、人材育成方法、普及方法、及び特定されたネリカ品種の栽培特性・栽培技術やそれらを基に作成されたマニュアル類が流用されていたかを確認する。コメ振興プロジェクトでは、「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」の教訓から、達成可能かつ具体的な活動計画に基づいた指標と数値目標の設定、普及員のプロジェクトへの参画費用の予算確保のための情報確認の有効性が明記されている。本事業では、適切な指標と数値目標が設定されていたか、予算確保のための情報確認が行われていたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として広く中央州、南部州、東部州のコメ生産農家約 10,000 世帯、及び UNVDA 管轄灌漑開発地区のコメ生産農家約 13,000 世帯が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス (別添 7) 「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査 (事業関係者や受益者へのインタビュー等) で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ ルワンダ 第三次変電及び配電網整備計画

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 : キガリ市

イ) 実施機関 : エネルギー開発公社 (Energy Development Corporation Limited :

EDCL)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する²⁶。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標: ①ガソギ変電所の変圧器設備容量²⁷ (MVA)、②ガソギ変電所の送電端電力量²⁸ (MWh)、の変化
- 定性的効果として、ギコンド変電所及びビレンボ変電所における需要率の低減、電力供給の安定化、及びキガリ市の経済・社会開発の促進の観点より、本事業がどのような影響をもたらしているかを確認する。

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
- 対象の土木工事、調達機器は、ガソギ変電所の変圧器(15MVA、110kV/15kV、

²⁶ 現地調査はジェノサイド追悼週間（毎年 4月7日～4月13日）を避けて計画すること。

²⁷ ガソギ変電所（新ガソギ変電所含む）の設備容量を示している。

²⁸ ガソギ変電所（新ガソギ変電所含む）における 15kV 側送出し電力量を示す。

2 式)、110kV 開閉設備 (2 式)、15kV 配電盤 (1 式)、既設送電線から新ガソギ変電所への引込 (110kV 送電線、亘長約 0.2km)、15kV 配電線 (2 ルート、亘長計約 20km)、制御室建屋 1 棟等、調達資機材に係る基礎等

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用

上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、大規模な送変電・配電セクターに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていた。また本事業は 16 世帯 (63 人) の非自発的住民移転、約 3ha の用地取得を伴い、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って住民移転・用地取得及び補償・支援が進められ、住民移転に関するステークホルダー協議では、住民から特段の反対意見は確認されていないとあるが、本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

- 汚染対策に関し、工事中、重機からの排気ガス・粉塵による大気汚染や騒音・振動の影響が予想されるが、散水、重機のメンテナンスの徹底、重機稼働時間の制限等により、影響は最小限となる見込みとされていた。土壤汚染については、防油堤を設置することにより、絶縁油の流出は防止され、廃棄物 (がれき等) については、国内法に従って指定業者を通じて適切に廃棄されることにより、影響は最小化される見込みとされていたが、適切な対応がとられていたか確認する。
- 自然環境面に関し、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定されていたが、適切な対応がとられていたか確認する。
- その他・モニタリングに関し、モニタリング計画に則り、工事中は EDCL が大気質、騒音・振動、土壤、廃棄物等についてモニタリングを行うとされていた。また、住民移転、用地取得の進捗及び生計回復状況については、工事中・供用後共に EDCL がモニタリングを行うとされていた。これらに対し、適切な対応がとられていたか確認する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のナイジェリア連邦共和国での無償資金協力「地方電化計画」（評価年度：2005 年）の事後評価等では、先方負担分の配電線工事の完了が遅れ、事業の効果発現にも遅延が生じたことから、先方政府の予算措置を適切に求めるべきとの教訓が得られた。また、ルワンダ無償資金協力「第二次変電及び配電網整備計画」では、先方負担分の用地確保に変更が生じ、事業に一部遅延が発生したため、本事業においては、配電線工事や用地取得等の先方負担分について速やかな予算措置、対応の重要性を説明、確認しており、引き続き先方政府と緊密に連携していくとあるが、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広くキガリ市の住民が想定されるが、特定の用途である変電所及び付随する配電設備の整備・拡充に用いられる機材供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ マラウイ カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：

リロングウェ市カムズ国際空港

イ) 実施機関：運輸公共事業省航空局（以下、DCA）

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリン

グを行い情報収集する。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：①JICA 技術協力プロジェクト「航空管制人材育成プロジェクト」との連携

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①カムズ国際空港における取扱旅客数（国際線・国内線含む）（千人/年）、②ピーク時におけるチェックインカウンター当たりの平均待ち時間（分）、③ピーク時における出国管理カウンター当たりの平均待ち時間（分）、④航空機監視システムの安全網でカバーされる航空機の割合（％）の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果指標：①旅客ターミナルビルの拡張・改修により、空港の利便性が向上する、②航空機監視システム等新規機材の導入により、空港機能の安全性及び信頼性が向上する、③産業振興、観光・投資環境改善（観光客・ビジネス客・投資額等の増加）に貢献する

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、以下のとおり。

国際線旅客ターミナルビル出発ウィング・到着ウィング増築、国内線旅客ターミナルビル新設、既存旅客ターミナルビル改修、建設附帯特殊設

備工、保安検査機材、高所作業車、航空機監視システム等

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ B に分類され、空港セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていた。また本事業では、工事中にコントラクターが実施する汚染対策については、運輸公共事業省航空局（DCA）が監督するとともに、空港内の汚水処理場と廃棄物処分場は空港開発公社（ADL）が管理し、空港内に常駐する保健省（MoH）がモニタリングする予定となっていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のアフガニスタン国「カブール国際空港ターミナル建設計画」（2005-2008）では、事業で整備された国際線旅客ターミナルビルの維持管理が、竣工間近に外部機関へ委託されることとなったため、ソフトコンポーネントの内容変更、供用開始の遅れ、維持管理に係る研修の追加実施等の問題が生じたことから、施設及び設備の整備計画と合わせ、維持管理体制に関する事前の分析及び維持管理計画の検討・立案並びに関係機関との調整に更なる配慮が必要との教訓を得ている。本事業では、DCA 及び ADL による現状の施設・機材の運営・維持管理体制に問題がないことを確認していたが、将来的な維持管理計画や体制に関して、事前の協力準備調査時に、先方カウンターパートである運輸公共事業省航空局と分析・検討を行い、その他関係機関との調整等が行われたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くマラウイ国の住民が想定されるが、マラウイ国全体の航空機運航の安全、人の移動促進に資するという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語、フランス語²⁹)を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針(案)の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る³⁰。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票(英語、フランス語)を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始15営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

²⁹ 英語版に加え、フランス語の作成はカメルーン案件のみになります。以下同様。

³⁰ 評価部の確認に15営業日(通常3回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

- ☒ 本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

- ☒ 本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算³¹

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則15ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

³¹ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表（最終版）を、確定した時点で提出する。

（９）暫定評価についての実施機関への説明（第２次現地調査）³²

- ① （８）の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第２次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

（１０）提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

（１１）実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記（９）及び（１０）を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

（１２）追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（１１）及び（１２）の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

（１３）評価報告書（案）の作成

- ① 上記（１２）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（日本語）を取りまとめ、発注者の承諾を得る³³。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案（英語、フランス語）を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書（案）（日本語・英語）を最終化し³⁴、発注者の承諾を得る。

³² 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

³³ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³⁴ 評価報告書（案）の最終化は（日本語・英語）のみとする。

(14) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（日本語・英語）を作成する。

(15) LNOB の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

カメルーン（技術協力）「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト／コメ振興プロジェクト（一体評価）」（第3条（9）の②（コ）参照）の定性調査の実施を踏まえ、LNOB の視点を反映した事後評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下（I）～（IV）を含むものとする。

- 今回の調査の内容とその分析結果
- 評価実施における課題と改善案 ・各案件で扱う範囲：定義設定や調査の規模など ・分析結果のレーティングへの反映方法についての提言案
- 今後の LNOB 詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- その他 実施の際に直面した課題と改善案

(16) 紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

- 上記第3条（9）②の案件の事後評価で活用した、紛争影響国・地域の事業評価の手引きに関し、今後の事業評価における活用について、以下の点を含めた提言（和文）を作成する。本文 2 ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容は発注者と協議した上で作成する。

- ① 手引きを活用した評価において特に情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- ② 上記を踏まえて、手引きの更なる修正が必要と思われた箇所
- ③ 今後の紛争影響国における手引き活用における提案

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（1）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者

に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・ ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 カ月前	英語／フ ランス語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 カ月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／フ ランス語	電子データ	
事前事後比較表 （案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・（案）の提出後、最終化までに、複数回の評

				価部とのやり取りあり
評価報告書（案） ※簡易型の場合は 評価結果票	第二次現地調査後 （成果品提出の 2.5 3 カ月前） ※簡易型は検討会后	日本語、 フランス 語、英語	電子データ	要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の 1 カ月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー （案）	評価報告書（案）と 同時期	日本語	電子データ	

（３）提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R １部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料（LN0Bに係る定性的効果の調査のインタビュー議事録（第４条（６）１）を参照）、 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル） 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
分析ペーパー	紛争影響国・地域の 事業評価の手引きの 活用提言ペーパー	カメルーン（技術協力）「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト／コメ振興プロジェクト（一体評価）」
提言ペーパー	LN0B の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	カメルーン（技術協力）「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト／コメ振興プロジェクト（一体評価）」
教訓シート		第４条（１４）参照
特殊言語版の報告書（案）		カメルーン（技術協力）「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト／コメ振興プロジェクト」（一体評価）（仏語）
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない³⁵。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託により必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.52人月

(現地渡航回数：延べ8回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

- 1) 対象国及び類似地域：ケニア、カメルーン、ルワンダ、マラウイ国及びその他の途上国地域
- 2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

（４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（５）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、JICA カメルーン事務所、JICA ルワンダ事務所、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

２）各国における安全管理情報

【ケニア】

１）行動規範

- ・ケニア安全対策マニュアル（以下、マニュアル）を遵守する。
- ・6:00 以前及び 22:00 以降の外出を避ける。
- ・陸路の都市間移動（業務渡航のみ）は 6:00 から 18:00 までとする。

- ・ 犯罪遭遇時は、生命・身体の安全を最優先し、無抵抗に徹する。
- ・ 空港では早めに出国手続を済ませ制限エリアに入り、ロビー滞在時間を最小限とする。
- ・ 携帯電話を常に通話可能状態とし、外出時は必携。
- ・ 身分証明用に短期滞在者はパスポート原本、長期滞在者はパスポートコピー（顔写真と労働許可証のページ）とケニア政府発行のID原本を常時携帯する。パスポート原本を肌身離さず、他の貴重品と分けて携行する。
- ・ 公共の場でのビデオ、写真等の撮影禁止。
- ・ 5:00 以前及び 23:00 以降のジョモ・ケニヤッタ国際空港／ウィルソン空港～ナイロビ市内間の移動を避ける。
- ・ 徒歩、自転車禁止。車両を利用する（全座席シートベルト着用、ドアロックし、窓は閉める）。但し、マニュアルで定めるエリアのみ徒歩可。
- ・ バス、マタツ、バイクタクシー、鉄道（SGR 除く）等の乗合移動手段の利用禁止。
- ・ クラブ（ディスコ）、カジノの利用禁止。
- ・ 警備員、CCTV 設置のショッピングセンター・レストラン・バーを極力利用し、滞在は最小限に留める。
- ・ ナイロビ Central Business District（CBD）周辺や、欧米系ホテル・高層ビルへの滞在は最小限に留める。
- ・ 政府、軍関係施設、ナイロビ大学周辺、米・英・イスラエル系関連施設、不特定多数が集まる公共施設（バスターミナル・駅・スタジアム等）、政治集会会場、宗教関連施設、工業地帯、（入場料がなく）誰でも入れる公園、デモを避ける。

【カメルーン】

1）行動規制

- ・ 貴重品はできるだけ持ち歩かない。外出時には周囲の状況に気を配る。
- ・ 不要不急の夜間外出は控える（夜間外出時は必ず車両移動とする）。
- ・ 国内移動時には官憲等による取り締まりに備え、査証申請時にカメルーン事務所から発行する招請状（写し）及び身分証明書又はそれに代わるものを携行する。

2）宿泊先

- ・ 安全性が担保された宿泊先を選定する（※）。安全な宿泊先に関する情報がない場合には事前にカメルーン事務所に相談する。
- ・ 地上波携帯電話による通話が可能な宿泊地を選定する。
- ・ 業務渡航で止むを得ず地上波携帯電話の通話不可な場所に宿泊する場合、事前に

カメルーン事務所の了承を得たうえで、事務所貸し出しの衛星携帯電話を携帯する。

※警備員の有無等を確認し、かつ以下の一般犯罪が頻発する地域を避けること。ヤウンデ：TSINGA、BRIQUETERIE、TONGOLO、SANTA-BARBARA、NGOUSSO、MVOG-ADA、EKOUNOU、MVOG-MBI、OLEZOA、MINI FERME、BIYEM-ASSI、NKOLBISSON、MVAN

【ルワンダ】

1) 行動規制

- ・「ジェノサイド」「ツチ」「フツ」といった話題・言葉を避ける。
- ・反政府勢力によるテロの標的となりやすい不特定多数の集まる場所（特に市場、バスターミナル、バー）への訪問を最小限とする。
- ・「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」ようにする。日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。

2) 移動手段

- ・バイク（バイクタクシー含む）は利用禁止。
- ・都市間の移動は、6 時から 18 時までとし、日没後の移動は行わない。
- ・長距離バス移動時は、車両状況や運転手の様子を確認し、安全が確保されるよう留意する。

3) 通信手段

- ・貸与通信機材（携帯電話、衛星携帯電話）は充電の上、利用可能な状態に維持しておく。

4) 空港利用

- ・出発 到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

5) ジェノサイド追悼週間（毎年 4 月 6 日～4 月 13 日）の行動規範

- ・本邦及び第三国からの渡航者：業務渡航：禁止、一般渡航：禁止。
- ・国内長期滞在者：業務上必要な場合を除き、国内における任地外への移動禁止。ただし、ルワンダ国外へ一般渡航するために必要な都市間移動は可。

6) その他

- ・キガリ市内の次の地域は夜間立入禁止。

- ①ローカルマーケット（キミロンコ/Kimironko、ニャミランボ/Nyamirambo 他）
- ②長距離バスターミナル付近（ニャブゴゴ/Nyabugogo 他）
- ③Avenue de Commerce Commerce（タウン地区西側、Kigali City Tower から Isoko マーケットの間）

- ④ニャミランボ (NyamiramboNyamirambo)
- ⑤キミサガラ (KimisagaraKimisagara)
 - ・キガリ市内の次の地域は夜間の徒歩移動禁止。
- ⑥ポフルー (Poid Lourd: Sawa City 近辺)
- ⑦キミフルラ (KimihururaKimihurura) の未舗装地区
 - ・キガリ市では夜間立入禁止地域（上記参照）での宿舎は避ける。

【マラウイ】

1) 行動規範

- ・パスポート（あるいはパスポートコピー）、ID カード（長期滞在者のみ）は常時携行。
- ・夜間（日没後～日の出前）の徒歩での外出は禁止。外出先で移動する場合は徒歩を避け車両（用途に応じ自家用車、公用車、タクシー等）を利用。
- ・21：00 から 6：00 の間の発着便の利用は原則禁止。
- ・万が一、強盗被害に遭った場合、絶対に抵抗しない。
- ・デモ・騒乱・群衆などには絶対に近づかない。デモ等が予定されている場合は外出を控え、事務所に連絡を取る。
- ・騒乱が発生した場合は無理に避難せずに鎮静化するまで安全な場所で待機する。
- ・米国、英国関係機関、宗教関連施設等は、可能な限り近づかない。

2) 安全な宿舎の手配

- ・できる限り安全性の高い宿泊施設を選ぶ。安宿や民家を改造したロッジでの宿泊は避ける。

3) 通信手段

- ・関係者への安全管理情報の提供は SMSSMS（携帯電話）やメールを基本とし、必要に応じ、緊急連絡網を通じた電話連絡を行う。
- ・SMS 及び電話連絡を確実にするため、携帯等の電話番号を事務所担当者に連絡する。電話番号変更の場合も同様。
- ・業務用、個人用に関わらず、普段使用している電子メールアドレスを事務所担当者に連絡する。

4) 移動手段

- ・夜間（日没後、日の出前）の車両（公用車・自家用車・バス）による都市間の移動は禁止とする。日没前までに目的地に到着するよう余裕を持った移動計画とする。
- ・車を自分で運転ないし運転手を利用する場合は、車中に貴重品、パソコンや個人

情報が記載された書類等を放置しない等、必要なカージャック対策を施す。万が一カージャックに遭遇したら、無抵抗に徹し相手の指示に従う。

- ・移動中は、原則、車外に出ない。道路に置き石があっても、石を避けて通過し、通過できない場合は引き返す。石をどかすために車外にはでない。
- ・窓を大きく開けない。
- ・車両移動の際は、必ずシートベルトを装着し（後部座席も）、スピードを出さず、危険な状況下（夜間、長距離、悪天候、悪路）での運転を避け、自分や運転手の運転技術・能力を過信しない。
- ・本邦や第三国から渡航する短期滞在者は、マラウイ国内での車両運転は禁止とする。
- ・バイクタクシー、自転車タクシーの利用は禁止とする。
- ・三輪タクシーの利用は極力避ける。三輪タクシーは四輪車と異なり安全面に懸念があることから、他の交通機関の運行がない、あるいは利用できない等の理由がある場合のみ利用することとする。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

＊評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

（2）業務の実施方針等

1）業務実施の基本方針

2）業務実施の方法

1）及び2）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3）作業計画

上記1）、2）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作

業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（３）業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

（４）技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

１）形式

技術提案書は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

３．経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）本案件に係る業務量の目途

上記 1.（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.（2）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について、

■本案件は、定額計上はありません。

（4）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2